

京 都 大 学 大 学 院 法 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 通則第36条第8項の規定により標準 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教 育課程を履修することを志望する者には、研究科 教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 通則第36条第8項(通則第53条の <u>15において同項を準用する場合を含む。)</u>の規定 により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり 計画的に教育課程を履修することを志望する者に は、研究科教授会の議を経て、許可することがあ る。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>